

埼玉県 医療イノベーションプロジェクト推進事業における
「医療機器試作品開発コンテスト」業務委託仕様書（案）

1 委託事業名

医療機器試作品開発コンテスト業務委託

2 目的

優れた試作品を表彰することにより、その後の市場化を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から平成28年1月末日までとする。

4 委託条件

平成22年4月1日以降に国や地方公共団体自治体等が行った医療施策関連業務の受託実績があること。

5 委託業務内容

医療機器等の関連企業やこれから医療分野への参入を目指す企業等を対象に、医療機器等の試作品開発コンテストを開催する。

(1) 実施プログラムの策定

医療機器等の試作品を対象としたコンテストの実施プログラムの策定を行う。プログラム策定にあたっては、委託者と内容を協議しながら行うものとする。

(2) コンテスト参加者の募集・受付

医療機器等の関連企業や医療分野への参入や事業拡大を目指す企業等を対象とする。

参加者の募集にあたっては、周知のためのポスターやチラシ、ホームページ等により広く行い、効果的に募集を行うものとする。

募集や広報にあたっては、委託者の広報媒体を活用することができるものとする。

(3) コンテスト参加者の選考

応募者多数の場合にはコンテスト開催の前に書面やヒアリング等による事前審査を行うものとする。

参加者の試作品に係る知的財産に関する対応を事前に行うものとする。

選考方法や選考基準については、別途委託者と協議の上で決定するものとし、医療機器等を扱う企業や医療現場のニーズ等を鑑みて総合的に評価を行う。

コンテスト入賞者として、特に優秀と認められる試作品を1件程度、それに準ずるものを3件程度、選考により決定するものとする。

選考にふさわしい知識と経験を有した審査委員の選定と調整を行い、また、コンテスト実施に必要な運営スタッフ等も配置するものとする。

会場については、受託者と調整のうえ、委託者が手配するものとする。

(4) 表彰式・展示会の資料作成

コンテスト入賞者に対して委託者が実施する表彰式、およびコンテスト入賞者を広く紹介するために委託者が出展する展示商談会で使用する入賞者の紹介資料等の作成を行う。作成にあたっては、委託者と内容を協議しながら行うものとする。

(5) 報告書の作成

受託者は委託者と協議の上、事業の実施結果報告書を作成し、CD-ROM等のデータと併せて提出すること。なお、報告書には費用明細書、イベント等の写真などを含むものとする。

6 実施スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ コンテスト準備 | 契約の日から平成27年6月下旬 |
| ・ コンテスト参加者募集 | 平成27年7月上旬～9月下旬 |
| ・ コンテスト参加者決定 | 平成27年9月下旬 |
| ・ コンテスト開催 | 平成27年10月～11月 |
| ・ 報告書の作成 | 平成28年1月末日 |

7 個人情報の保護

- (1) 本事業を実施する過程で知り得た個人情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、委託者と常に密接な連携を図り、事業を効果的、効率的に実施すること。
- (2) 事業の実施に当たって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断に当たっては、委託者と十分協議の上、その指示又は承認を受けること。
- (3) 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、委託者の承認を得たときはこの限りではない。
- (4) 委託者は、受託者に仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。
- (5) 本業務にあたり作成された資料等の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が著作権を有する企業情報や技術的なノウハウ等を含む知的財産の権利は受託者にとどまるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

9 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 先端産業担当

TEL 048-830-3737

FAX 048-830-4813